

店頭有価証券の取引に関する確認書の取扱いの見直しに係る 「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

店頭取扱有価証券の取引制度においては、非上場の株券等の取引という特殊性に鑑み、その性格や取引の仕組み等、当該店頭取扱有価証券の取引に係る全般的なリスク等について記載された確認書を顧客から徴求し、当該顧客にその写しを交付することを、協会員に対して求めている。

しかしながら、この制度が創設された平成 9 年当時と異なり、現在は、店頭取扱有価証券の取引に係るリスク等については、当該確認書以外の交付書面として、金融商品取引法令等に基づき、顧客に交付される契約締結前交付書面等において説明することとされており、投資者は事後的にもその内容を確認することができる状況にある。また、有価証券の取引やデリバティブ取引に関する確認書の徴求を求める他の取引制度において、当該確認書の写しの交付までを求める規律は存在していない状況にある。

今般、これらを踏まえ、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しを顧客に交付する義務については廃止することとする。※

※ これは、本協会が平成 27 年 7 月 14 日付で公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」における提案事項の一つに対応するものである。

その他、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する書面の授受を電磁的方法により行う場合の取扱いの明確化を図る等、所要の規定の整備を図るため、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付義務の廃止

(1) 次に掲げる確認書の写しの交付（電磁的方法による提供の場合を含む。）の義務を廃止することとする。

- ① 譲渡制限付き店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等に係る取引に関する確認書
- ② 上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書
（「店頭有価証券に関する規則」第 7 条第 4 項、第 8 条第 2 項及び第 18 条第 1 項）

(2) 上記(1)の廃止に伴い、関係規定の整備を行うこととする。

（「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」別紙）

2. その他

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得及び株主コミュ

ニティ銘柄の店頭取引に関して行う顧客に対する書面の交付並びに顧客からの確認書の徴求を、電磁的方法により行う場合の取扱いについて、明確化を図ることとする。

（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第28条及び「株主コミュニティに関する規則」第31条）

② その他技術的な規定の整備を行うこととする。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成28年2月16日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

- ・Ⅱ. 1. (1)及び2. 関係：エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03－3667－8481）
- ・Ⅱ. 1. (2)関係：自主規制企画部（Tel：03－3667－8470）

以 上

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 7 条 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定により目論見書<u>の</u>作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを<u>前条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を<u>前条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を<u>前条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、第 5 条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の	(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 7 条 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定により目論見書<u>を</u>作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを<u>第 6 条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を<u>第 6 条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 協会員は、金商法第13条及び第15条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を<u>第 6 条</u>の規定により行うに際しては、顧客に対し、第 5 条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社

新	旧
内容を十分説明しなければならない。 4 協会員は、<u>前条</u>の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を<u>徴求しなければならない</u>。 5 協会員は、<u>前条</u>の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 6 （ 現行どおり ） （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 8 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第13条及び第15条第2項の規定に<u>よ</u>り目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第5条第2号イからホ<u>ま</u>でに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 協会員は、<u>前項</u>の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初	の内容を十分説明しなければならない。 4 協会員は、<u>第 6 条</u>の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を<u>徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない</u>。 5 協会員は、<u>第 6 条</u>の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 6 （ 省 略 ） （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 8 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第13条及び第15条第2項の規定に<u>よ</u>る目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、第5条第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 協会員は、<u>第 1 項</u>の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を

新	旧
めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を<u>徴求しなければならない</u>。 ３・４ （ 現行どおり ） （電磁的方法による交付等） 第 18 条 協会員は、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該証券情報等説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該証券情報等説明書を交付したものとみなす。 ２ 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 付 則 この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。	初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を<u>徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない</u>。 ３・４ （ 省 略 ） （電磁的方法による交付等） 第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 ２ 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
別 紙 第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面 (削 る) <u>1</u>～<u>16</u> (現 行 ど お り) 付 則 この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。	別 紙 第 2 条第 1 号二に掲げる方法を除く書面 <u>1</u> <u>「店頭有価証券に関する規則」第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し</u> <u>2</u>～<u>17</u> (省 略)

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(電磁的方法による交付等) 第 28 条 会員等は、第 11 条に規定する書面の交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。 2 会員等は、第 11 条に規定する株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員等は、当該確認書を徴求したものとみなす。 付 則 この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。	(新 設)

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

平成 28 年 2 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(電磁的方法による交付等)</u> 第 31 条 運営会員は、第 10 条に規定する書面の交付に代えて、「<u>書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則</u>」(以下「<u>書面電磁的提供等規則</u>」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 運営会員は、第 10 条に規定する株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該運営会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 付 則 この改正は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。	(新 設)